平成２１年（フ）第７５９号
川崎市宮前区平４丁目４番５―104号
債務者　中澤　秀子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７６０号
川崎市幸区南加瀬３丁目６番39―506号　萬家第二ビル
債務者　河田　純一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７６２号
川崎市麻生区東百合丘４丁目３番21号　ハイツ関口101
債務者　藤巻　吉孝
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７６３号
川崎市麻生区東百合丘４丁目３番21号　ハイツ関口101
債務者　藤巻さと美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７６５号
川崎市高津区千年1275番地１第二山義ビル306
債務者　寺井眞佐美（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７６６号
川崎市中原区北谷町47番地　毎日新聞
債務者　杉山　達夫
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７６７号
川崎市中原区北谷町47番地　毎日新聞
債務者　杉山　友子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７０３号
新潟県新潟市西区鳥原673番地７
債務者　淀川　　修
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５０号
岐阜県瑞浪市一色町３丁目６番地
債務者　橋本美保子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第４８５号
静岡県御殿場市大坂330番地　大坂団地51、前住所静岡県御殿場市新橋1991番地の７
債務者　盥物　榮三
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４８４号
愛知県丹羽郡大口町河北２丁目514番地
債務者　大峯　裕之
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８５１号
愛知県安城市篠目町古林畔100番地１　タウニーあららぎＡ―201
債務者　小山　和則
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
和歌山県御坊市島216番地
債務者　木下　俊子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第１７６７号
仙台市宮城野区新田４丁目18番18―402号
債務者　山田　　学
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
山形県鶴岡市稲生２丁目22番24号
債務者　石井　才子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１９３号
福島県会津若松市橋本２丁目１番21号、前住所福島県会津若松市門田町黒岩字嫋竹ケ丘13番地の１　県営住宅48棟17号
債務者　栗城　敏亥（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
福島県喜多方市関柴町上高額字上中1156番地１　コーポ平成102号室、前住所長崎県佐世保市大黒町493番地　森山アパート102号
債務者　荒木　明美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係